

平成17事業年度業務実績報告書

独立行政法人 航海訓練所

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 業務運営評価のための報告 | |
| はじめに | 1 |
| 業務運営に関する報告 | 2 |
| 1. 中期目標の期間 | 2 |
| 2. 業務運営の効率化に関する事項 | 2 |
| 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 8 |
| 4. 財務内容の改善に関する事項 | 42 |
| 5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 | 50 |
| 第2章 自主改善努力評価のための報告 | 53 |

添付資料一覧

| | |
|--------|------------------------------------|
| 資料 1 : | 平成17年度人事交流実績 |
| 資料 2 : | 船・陸間情報通信ネットワークの概要図 |
| 資料 3 : | 平成17年度実習生配乗表 |
| 資料 4 : | 平成17年度学校・科別配乗実績 |
| 資料 5 : | 平成17年度実習生受入修了実績 |
| 資料 6 : | 取得海技資格による練習船の船種、実習期間、訓練海域の要件 |
| 資料 7 : | 練習船実習と船員教育機関における教育の関係図 |
| 資料 8 : | 内海等狭水域航行距離と出入港回数 |
| 資料 9 : | 平成18年度実習生配乗表 |
| 資料10 : | 商船系大学における平成16年度以降の実習制度 |
| 資料11 : | 主な訓練機材等の整備実績及び計画一覧表 |
| 資料12 : | 平成17年度関連学校等との意見交換会開催実績 |
| 資料13 : | 意見交換会等における要望事項の航海訓練へのフィードバック方法 |
| 資料14 : | 平成17年度意見交換会における要望事項等に対する各練習船での取組み例 |
| 資料15 : | アンケートの活用要領 |
| 資料16 : | 平成17年度アンケート調査実施結果概要 |
| 資料17 : | 平成18年度 アンケート調査実施計画 |
| 資料18 : | 平成17年度職員研修実績 |
| 資料19 : | 安全管理体制の充実 |
| 資料20 : | 安全管理の推進 健康保持増進活動の具体的な取組み |
| 資料21 : | 平成17年度 教育査察の実施結果 |
| 資料22 : | 平成17年度SMS(安全管理システム)内部監査実績 |
| 資料23 : | 平成17年度QSS(資質基準システム)実施実績 |
| 資料24 : | 平成17年度独自研究項目一覧 |
| 資料25 : | 平成17年度共同研究項目一覧 |
| 資料26 : | 研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過 |
| 資料27 : | 平成18年度新規研究課題事前評価報告書 |
| 資料28 : | 平成17年度研究課題中間評価報告書 |
| 資料29 : | 平成16年度終了研究課題事後評価報告書 |
| 資料30 : | 研修員受入実績 |
| 資料31 : | 平成17年度各種委員会への委員派遣実績 |
| 資料32 : | 平成17年度所外研究報告実績一覧 |
| 資料33 : | 平成17年度所外研究発表実績一覧 |
| 資料34 : | 第1期中期目標期間における特許の取得・出願状況 |
| 資料35 : | 平成17年度所内研究発表実績一覧 |
| 資料36 : | 平成17年度所内研究報告実績一覧 |
| 資料37 : | 航海訓練所ホームページ遠洋航海位置情報 |
| 資料38 : | 平成17年度自主改善努力のポイント |

第1章 業務運営評価のための報告

はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日、平成18年3月9日同委員会改定）に基づき、独立行政法人航海訓練所の平成17事業年度の業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が具体的数値（目標値）により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

< 目標値が設定されている場合 >

| |
|--|
| (中期目標 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・ ・ ・ |
| (中期計画 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・ ・ ・ |
| (年度計画における目標値 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・ ・ ・ |

年度計画における目標値設定の考え方

| |
|--|
| |
|--|

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

| |
|--|
| |
|--|

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

| |
|--|
| |
|--|

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

| |
|--|
| |
|--|

< 上記以外の場合 >

| |
|---|
| (中期目標 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・ ・ ・ |
| (中期計画 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・ ・ ・ |
| (年度計画における目標 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・ ・ ・ |

年度計画における目標設定の考え方

| |
|--|
| |
|--|

当該年度における取組み及び今後中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

| |
|--|
| |
|--|

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

| |
|--|
| |
|--|

業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標 2 - (1)「組織運営の効率化の推進」)

関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模及び配乗計画の見直しを行い、効率的組織の編成と運営を図る。

(中期計画 1 - (1)「組織運営の効率化の推進」)

関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模の見直しを行う。

具体的には、最新の船舶技術及びITを導入した訓練機材等を装備した次世代対応練習船の整備を図った上、商船大学養成定員縮減による受入学生数の減少を踏まえ、平成16年度早期からを目標に次世代対応練習船1隻、帆船練習船2隻及び標準練習船2隻計5隻の船隊に再編・整理して効率化を図るとともに、これをもとにより効果的な配乗計画となるよう見直しを図る。

(年度計画における目標値 1 - (1)「組織運営の効率化の推進」)

平成16年度に再編・整理して効率化を図った5隻の練習船隊による効果的な配乗計画を策定、実施する。

特に、海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、訓練に支障を来さないよう効果的かつ効率的な配乗計画を策定、実施する。

年度計画における目標値設定の考え方

海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、訓練に支障を来さないよう「銀河」の傭船を継続し、練習船5隻体制での効果的かつ効率的な配乗計画を策定、実施することを設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、訓練に支障を来さないよう「銀河」の傭船を継続し、練習船5隻体制での効果的かつ効率的な配乗を実施した。

また、平成18年1月5日、修繕工事を終えた海王丸を再就役させた。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

海王丸海難事故を受け、組織全体の安全管理を含む再発防止対策を策定し、不安全行動の防止と安全風土の確立に向け、理事会に直結した「安全推進室」を設置した。

(中期目標 2 - (2)「人材の活用の推進」)

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、民間機関あるいは海事関連行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流を推進する。

(中期計画 1 - (2)「人材の活用の推進」)

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進する。

具体的には、期間中に220名以上の人事交流を図る。

(年度計画における目標値 1 - (2)「人材の活用の推進」)

理事長、理事2名及び監事2名(うち1名は非常勤)の役員及び中期計画目標値である459名の職員を確保する。また、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進し、本事業年度の期間中(以下、「期間中」という。)に44名以上の人事交流を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画目標値である459名の職員を確保することを設定した。

人事交流の員数については、各年度において平均的な交流員数となるよう、中期計画に掲げた220名の5分の1に設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

中期計画目標値である459名の職員を確保した。

平成17年度における人事交流実績数は52名であった。

当該年度における取組み

- ・国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等と人事交流を行った。

資料1：平成17年度人事交流実績

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 人事交流実績の累計(中期計画目標値220名以上)

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 累計 |
|------|--------|------|------|------|------|------|
| 交流実績 | 36名 | 51名 | 49名 | 56名 | 52名 | 244名 |

(中期目標 2 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

航海訓練の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の発展に伴う訓練機材等の計画的な整備を行うとともに、訓練施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図ることとし、船内における訓練の場の制約、男女の混合乗船、及び取得対象海技資格を異にする学生等の混合乗船等を考慮した効果的訓練の実施の観点を踏まえ、練習船の学生等受入定員に対する充足率を概ね70%とするよう努める。

(中期計画 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

航海訓練の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の進展に伴う訓練機材等の計画的な整備を行うとともに、訓練施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図る。

具体的には、船内における訓練の場の制約、男女の混合乗船、及び取得対象海技資格を異にする学生等の混合乗船等を考慮した効果的訓練の実施の観点を踏まえ、練習船の学生等受入定員に対する充足率を、概ね70%とするよう努める。

(年度計画における目標値 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

練習船隊5隻体制における効率的な業務運営を継続する。特に、海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、訓練に支障を来さないよう効果的かつ効率的な航海訓練を実施する。

具体的には、本計画2 - (1) - (d)項に基づき、効果的な航海訓練の実施のための訓練機材等の充実整備を図り、5隻体制における練習船の学生等受入定員に対する充足率を、概ね70%とするよう努める。

年度計画における目標値設定の考え方

海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、訓練に支障を来さないよう傭船した「銀河」を含め、練習船5隻体制での多種、多人数の実習生に対して、訓練内容の質を維持しつつ、効果的かつ効率的に訓練を実施できるように各練習船への計画的な訓練機材の整備を図ることを設定した。

平成17年度における練習船の学生等受入定員に対する充足率^(注)は、概ね70%とする目標を設定した。

(注)充足率；各練習船の実習生受入定員(人月)の合計に対する受入実習生数(人月累計)の割合

$$\begin{aligned} \text{充足率} &= \left[\text{受入実習生数} \times \text{実習期間(月)} \right] \div \left[\text{各練習船実習生受入定員} \times 12 \text{月} \right] \\ &\quad \times 100 \\ &= \left[\text{受入実習生数} \times \text{実習期間(月)} \right] \div 8,736 \times 100 \end{aligned}$$

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、銀河 の傭船を継続し、訓練の質を維持しつつ、効果的かつ効率的な航海訓練を実施した。

平成17年度の練習船の学生等受入定員に対する充足率は70.8%となった。

2-(1)-(d)項に基づき、訓練機材等を充実・整備した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 第1期中期目標期間における各年度の充足率の推移は、下記のとおりであり、平成16年度に練習船隊を5隻体制とする組織運営の効率化を図ったことにより、充足率は大きく上昇している。

平成13年度 57.2%

平成14年度 56.8%

平成15年度 58.7%

平成16年度 73.8%

平成17年度 70.8%

(中期目標 2 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

施設管理業務等の外部委託化を含めた業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。

(中期計画 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

業務運営の効率化を図るため、施設管理業務等の外部委託を検討するとともに、書類等の電子化等を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制することとする。

(年度計画における目標値 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

また、業務運営の効率化を図るため、ネットワークシステムの更なる活用及び各種管理システムの充実を図る。

更に、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

船陸間の情報伝達の迅速化により、業務の効率化が図られるように、ネットワークシステムの更なる活用及び各種管理システムの充実を図ることを設定した。

一般管理費について、中期計画目標値を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図ることを設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

「船・陸間情報通信ネットワークシステム」を活用し、次の管理システム等を新たに構築して充実を図った。

- ・ 「安全推進室データベース」を開設・運用を開始し、インシデント速報など安全に関する情報を迅速に共有化することができた。
- ・ 乗組員の配乗管理等を行う「配乗管理システム」を構築し、18年4月1日からの運用に向けて準備を行った。
- ・ 国際基準に基づき整備した訓練全体の評価システム(資質基準システム;QSS)を適切に運用するためのデータベース「QSS 管理システム」を構築・運用し、不適合事例の収集・蓄積を開始した。

一般管理費の抑制に関しては、通信費・図書印刷費等を抑制することにより、予算額に対し2.5%(503,064円)を抑制した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 通信回線（AIR-EDGE，NTT Packet，Inmarsat）の選択使用とデータ圧縮機能により，通信料金の低減化を図るとともに、既存の船・陸間情報通信ネットワークシステムを活用し、「安全推進室データベース」、「QSS 管理システム」等のデータベースを新たに構築し運用を開始しており、同システムの充実を図っている。

資料 2：船・陸間情報通信ネットワークの概要図

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等に対する航海訓練を実施する。

(中期計画 2 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等(以下、「実習生」という。)に対する航海訓練を実施する。

(年度計画における目標 2 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、実習生に対する航海訓練を実施する。

年度計画における目標設定の考え方

各船員教育機関からの実習委託を受け、前年度に策定した実習生配乗計画に基づき、各練習船に実習生を配乗し航海訓練を実施することを設定した。

資料3：平成17年度実習生配乗表

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

航海訓練の実施実績

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号

商船に関する学部を置く国立大学(以下、「大学」という。)、商船に関する学部を置く国立高等専門学校(以下、「商船高等専門学校」という。)、独立行政法人海技大学校(以下、「海技大学校」という。))及び独立行政法人海員学校(以下、「海員学校」という。)の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。

1. 大学及び商船高等専門学校の学生に対する航海訓練

三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)[平成10年までの入学者にあっては三級海技士(航海及び機関)]に係る知識・技能の習得を教育目的とする、大学2校及び商船高等専門学校5校の学生を配乗計画に基づき実習生として受入れた。それぞれの訓練課程及び指導要領に従い、航海科又は機関科別に外航船舶職員として求められる資質・能力を身に付けさせることを目標として航海訓練を実施した。12月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船実習証明書を発行した。

平成17年度配乗実績 : 資料4：平成17年度学校・科別配乗実績
実習受入人数 : 大学・商船高等専門学校合わせて 延べ3,439人月
平成17年度実習修了率^(注) : 99.3% 資料5：平成17年度実習生受入修了実績

(注) 修了率：修了者数 ÷ 受入者数 × 100

2. 海技大学校の学生に対する航海訓練

海員学校本科卒業者に対する三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）に係る知識・技能の習得を教育目的とする海技大学校の海上技術科（航海科及び機関科）の学生を配乗計画に基づき実習生として受入れた。それぞれの訓練課程及び指導要領に従い、航海科又は機関科別に主に近代化、大型化する内航海運船舶職員として求められる資質・能力を身に付けさせることを目標として航海訓練を実施した。9月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び海員学校本科在籍中における3月の履歴と合わせ、12月の乗船実習証明書を発行した。

平成17年度配乗実績 : 資料4：平成17年度学校・科別配乗実績

実習受入人数 : 279人月

平成17年度実習修了率 : 100% 資料5：平成17年度実習生受入修了実績

3. 海員学校の専修科の学生及び本科の生徒に対する航海訓練

四級海技士（航海及び機関）両方の海技資格取得に係る知識・技能の習得を教育目的とする海員学校専修科の学生及び本科の生徒を配乗計画に基づき実習生として受入れた。訓練課程及び指導要領に従い、航海科及び機関科の内航船舶職員として求められる資質・能力を身に付けさせることを目標として航海訓練を実施した。9月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船実習証明書を発行した。

平成17年度配乗実績 : 資料4：平成17年度学校・科別配乗実績

実習受入人数 : 専修科・本科・乗船実習科 延べ 2,319人月

平成17年度実習修了率 : 99.2% 資料5：平成17年度実習生受入修了実績

4. 海員学校インターンシップ制度実習生に対する航海訓練

海員学校乗船実習科を修了、又は専修科を卒業した者に対し、海技資格に係る履歴限定解除又は履歴限定の付かない海技資格取得のための、より実践的な訓練を行うことを目的とするインターンシップ制度実習生として、清水海上技術短期大学校（専修科）の卒業生2名を受入れた。訓練課程及び指導要領に従い、3月の訓練を実施し、終了した2名に乗船実習証明書を発行した。

5. 開発途上国船員養成事業研修生に対する航海訓練

開発途上国船員養成事業（以下「ODA」という。）^(注)の研修生を国土交通大臣が指定する者として配乗計画に基づき実習生として受入れた。航海科又は機関科別に出身国の船員養成機関において学んだ知識及び技能に応じ、外航船舶の初級航海士又は機関士として必要な基礎的知識・技能を育むことを目標として航海訓練を実施した。3月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴の一部を付与した。

平成17年度配乗実績 : 青雲丸に平成17年12月15日から平成18年3月14日の3か月間乗船させた。

実習受入人数 : フィリピン、インドネシア、バングラディッシュから受入

135人月

平成17年度実習修了率 : 100%

資料5:平成17年度実習生受入修了実績

(注) 開発途上国船員養成事業は、「船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」(以下「STCW条約」^[注]という。)に加盟している先進海運国の責務として求められている事項に定めるために実施している事業。

(注) STCW条約は、船員に対する訓練、資格証明及び船上での当直維持に関する国際的基準を明らかにし、加盟国がその基準を遵守することにより、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護を図ることを目的としている。特に、資格証明を受けるための訓練のあり方、資格証明を受けようとする者の知識、能力等に関する詳細な規定は、国内法である船舶職員及び小型船舶操縦者法に取り込まれていることから、商船系教育機関等(以下「学校等」という。)における教育及び航海訓練所における訓練と直接的に関連している。

6. 海員学校の司ちゅう・事務科の学生に対する航海訓練

海員学校の司ちゅう・事務科の学生を実習生として受入れた。席上課程での教育と相まって、船員としての基本的な知識及び技能の習得並びに船員の置かれた自然環境、人的環境及び船員として必要な安全かつ確実に規律ある行動習慣を体験させることを目標として10日間の特習科の航海訓練を行った。

平成17年度配乗実績 : 大成丸に平成17年6月25日から平成17年7月5日の10日間乗船させた。

実習受入人数 : 12人月(36人日)

平成17年度実習修了率 : 100%

資料5:平成17年度実習生受入修了実績

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(1) 航海訓練に関する業務の実施対象と目的

航海訓練に関する業務は、次の学校等の学生又は生徒等に対し、船舶運航に必要な知識及び技能を習得させることを目的としている。

ア 大学

東京海洋大学 海洋工学部 海事システム工学科 航海システムコース
海洋工学部 海洋電子機械工学科 機関システム工学コース
神戸大学 海事科学部 海事技術マネジメント学課程
海事科学部 海上輸送システム学課程
海事科学部 マリンエンジニアリング課程

注)平成15年10月に両大学はそれぞれ他大学と統合し、平成16年4月から上記学部の科、又は課程の学生と改められた。

イ 商船高等専門学校

| | | |
|------------|------|--------------|
| 富山商船高等専門学校 | 商船学科 | 航海コース及び機関コース |
| 鳥羽商船高等専門学校 | 商船学科 | 航海コース及び機関コース |
| 弓削商船高等専門学校 | 商船学科 | 航海コース及び機関コース |
| 広島商船高等専門学校 | 商船学科 | 航海コース及び機関コース |
| 大島商船高等専門学校 | 商船学科 | 航海コース及び機関コース |

ウ 海技大学校

海上技術科 航海科及び機関科

海技士科三級海技士専攻科 航海科及び機関科

注) 海技士科三級海技士専攻科は、海運会社に雇用されている者(内定者を含む)であつて、船員教育機関以外の大学、高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等と認められる者を対象に平成17年7月に新設され、平成18年度から練習船実習を開始。

エ 海員学校

本科、乗船実習科、専修科、司ちゅう・事務科

インターンシップ課程(本科)

インターンシップ課程(専修科)

注) 司ちゅう・事務科については、平成18年度から募集を停止。

オ 上記機関の学生及び生徒に準ずる者として国土交通大臣が指定する者

(財)日本船員福利雇用促進センター(開発途上国船員養成事業を国から受託して実施する機関。)が委託する研修生

(2) 航海訓練と学校等における席上課程との関連

上記学校等は、船舶職員及び小型船舶操縦者法^(*)関係法令に基づき登録船舶職員養成施設として登録し、当該登録の基準に基づく教育課程に船舶実習を組み込んでおり、その船舶実習は、航海訓練所で行うこととされている。すなわち、航海訓練所は、わが国の商船教育制度の下、学校等から一元的に学生等を受入れ、練習船で航海訓練を行っている。

なお、開発途上国船員養成事業は、開発途上国においてSTCW条約を満足する上記船舶実習を円滑に行うことが難しい状況を踏まえて実施するものであり、航海訓練所が実施する航海訓練の内容は、研修生が出身国で受けた船員教育課程に応じたものとなっている。

(*) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶の大きさ、機関の出力に応じて乗り組ますべき海技従事者の資格及び乗組基準を定めるとともに、海技従事者の免許基準、船舶職員養成施設の施設、設備及び教育内容等の基準等を定めている。

(3) 訓練期間

訓練期間は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令に基づき、取得対象海技資格別に指定され、学校等の卒業者に対する乗船履歴の特例を満足する最短期間である。

また、前記特例は、取得対象の海技資格に応じて船種（帆船、ディーゼル船若しくはタービン船）別の乗船期間及び訓練海域を規定している。

資料6：取得海技資格による練習船の船種、実習期間、訓練海域の要件

なお、開発途上国の研修生に対する航海訓練所練習船における訓練期間は、開発途上国船員養成事業のスキームの中で3月と定められている。

また、海員学校司ちゅう・事務科の学生に対する訓練期間は、海上安全船員教育審議会の答申（平成3年）において当該学生に対する航海訓練の必要性が指摘されたことを踏まえ、海員学校における同科の教育課程と調和を図り、10日としている。

資料7：練習船実習と船員教育機関における教育・訓練の関係図

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)

航海訓練の実施に際しては、機器の自動化や情報技術等の船舶の技術革新、一層の即戦力化や管理能力の付与等の船員に求められる技術、資質等の変化に対応した訓練課程の設定を図り、これに基づき、安全な環境を維持しつつ、学生、生徒等の理解度の向上及び満足度の向上に努める。加えて研修等の実施により職員の質の向上を図り、より効果的な航海訓練を目指す。さらに航海訓練に関する自己評価体制を構築し、効果的な航海訓練への反映を図る。

(中期計画 2 - (1)「航海訓練の実施」)

訓練課程の設定並びに実習生の適正な配乗計画の具体化にあたっては、船舶職員法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を反映するよう努める。

以上に関連し、期間中に(a)～(i)の達成を図る。

(a)「訓練課程及び指導要領の見直し」

三級海技士養成

船舶の技術革新に対応するとともに、航海科・機関科訓練それぞれの深度化及び海の高度情報化に対応する訓練、並びにGMDSS資格訓練及び船舶運航を通じた実践的海事英語訓練の導入のための見直し・充実。

四級海技士養成

船舶の技術革新及び海の高度情報化に対応するための見直し・充実並びに内海等狭水域及び狭水路航行に係る訓練の更なる充実。

(年度計画における目標 2 - (1)「航海訓練の実施」)

訓練課程の設定並びに実習生の配乗計画は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申等を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を速やかに反映するよう努める。

外航海運の海技従事者養成に関する要望を踏まえ、新設された海技大学校海技士科三級海技士専攻科に対応する訓練計画を策定する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成

新設された海技大学校海技士科三級海技士専攻科の訓練課程及び指導要領を作成し、新たな実習制度の円滑な受入と効果的な訓練実施を図る。また、5隻体制での訓練をより効果的に実施するため、高専機関科実習生用の訓練課程及び指導要領を見直す。更に、一時的に過密となる配乗を解消するため、配乗の互換性を持たせる目的で導入する3か月単位の配乗の実行に向けて、既存の訓練課程及び指導要領を見直し、改善する。また、実践的な海事英語訓練を充実させる。

四級海技士養成

3か月単位の配乗の実習に対応するため、既存の訓練課程及び指導要領の見直し、改善を図る。また、内航船船長・機関長の調査報告を受けて実施している、実技を中心とした内航即戦力化実習を強化実施する。さらに、オンボードシミュレータを活用した、より効果的な訓練を実施する。

年度計画における目標設定の考え方

三級海技士養成

- ・平成17年度に新設される海技大学校海技士科三級海技士専攻科の円滑な受入・訓練実施のため、新たに訓練課程及び指導要領を作成することを設定した。
- ・3か月単位の配乗の実行に向けて、既存の訓練課程及び指導要領を見直し、改善することを設定した。
- ・実践的な海事英語訓練の充実を設定した。

四級海技士養成

- ・3か月単位の配乗の実行に向けて、既存の訓練課程及び指導要領を見直し、改善することを設定した。
- ・また、内航即戦力化実習を強化するため、実技訓練を中心とし、オンボードシミュレータの活用等、より効果的な訓練の実施を設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

三級海技士養成

当該年度における取組み

- ・新設された海技大学校海技士科三級海技士専攻科の訓練課程及び指導要領を作成した。
- ・5隻体制での訓練をより効果的に実施するため、高専機関科実習生用の訓練課程及び指導要領を見直し、改訂した。
- ・3か月単位の配乗の実行に向けて、既存の訓練課程及び指導要領を見直し、改訂した。
- ・カリフォルニア・マリタイム・アカデミーからアシスタント・アドバイザー1名を招聘し、初めて夏季遠洋航海に乗船させるとともに、我が国外航船における外国人船員の配乗実態から、フィリピン人が有効である旨の指摘を踏まえ、新たにフィリピン人2名(航海科1名、機関科1名)をアシスタント・アドバイザーとして招聘し、練習船2隻に乗船させ、実践的な海事英語訓練の充実・強化を図った。
- ・条約等に対応した訓練の取組みとして、ISPSコードに従い、セキュリティー管理実習を実施した。

四級海技士養成

当該年度における取組み

- ・5隻体制での訓練をより効果的に実施するため、3か月配乗の実行に向けて、既存の訓練課程及び指導要領を見直し、改訂した。
- ・内航船の実態にあわせて「一人ができる」ことを目標に、実習生主体の航海当直、出入港準備作業、救命艇降下・揚収作業、オンボード操船シミュレータ訓練、危険予知トレーニング等を実施し、実習生自身に考えさせ、適切な判断ができるように努めさせた。
- ・瀬戸内海等の狭水道航行に係る訓練については、通航実務及び関係法規等の事前説明と事後の確認テストのほか、オンボード操船シミュレータを活用して、知識の定着を図った。
- ・連続した航海を通じて、当直体制に慣れさせ、生活パターンを含む船員としての意識の向上を図るとともに、運転中のプラントデータを繰り返し調査・確認させることにより、プラントの状態を把握させ、これらのデータからプラントの異常を早期に発見する能力の向上に努めさせた。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 海員学校実習生に対する、内海等狭水域航行距離と出入港回数の変化を別添資料に示す。

資料 8 : 内海等狭水域航行距離と出入港回数

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (b) 「実習生の適正な配乗計画と受入計画」)

船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。

(年度計画における目標 2 - (1) - (b) 「実習生の適正な配乗計画と受入計画」)

各船員教育機関の科別、学年別の在籍者数を基に、実習生の受入実績を踏まえた3か月単位の配乗に向けた受入計画を策定する。

策定にあたっては、各教育機関の養成内容及び関係法令の要件に留意するとともに、より効果的な訓練が実施できるように配慮する。

年度計画における目標設定の考え方

効果的かつ効率的な航海訓練を実施するため、3か月単位の配乗実施に向けた、最適な受入計画を策定することを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- 各船員教育機関からの科別、学年別受入実績や在籍者数を踏まえ、平成18年度実習生受入計画を立案し、その受入計画に基づき、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等を考慮するとともに、同機関との調整を図って、より効果的な3か月単位の配乗を実現する平成18年度実習生配乗計画を作成した。
- 海技大と海員学校の統合等各船員教育機関による実習生数の変化に対応した配乗計画の検討を行った。資料9：平成18年度実習生配乗表
- 上半期の各船員教育機関における最新の在籍者数調査結果から、下半期において、1船の定員を超える実習生数の受入が予想されたことから、平成17年度配乗計画を見直し、訓練の要件、訓練の効果・効率を考慮した実習生の分割配乗を検討して、対応できるように準備を行った。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・ 各船員教育機関等の船員養成スキーム等

- * 大学；平成15年10月各商船大学が他大学と統合の上、平成16年4月から国立大学法人に移行。大学における船員養成スキームに関しては資料のとおり。また、平成16年度からは、大学の学制改革により、東京海洋大学海洋工学部及び神戸大学海事科学部からの大学1・2年次の受入れ実習生数が大幅に増加した。

資料10：商船系大学における平成16年度以降の実習制度

- * 商船高等専門学校；平成16年4月から独立行政法人高等専門学校機構に統合、各学校とも船員養成数に変更なし。

- * 海技大学校；海技士科三級海技士専攻科が平成17年度新設。

* 海員学校；

本科 = 沖縄海上技術学校は平成15年度から募集を停止し、平成17年3月31日に教育業務を停止した。

専修科 = 平成17年度から募集定員を40名増加させている。

司ちゅう・事務科 = 平成14年度から合格者を40名に縮減している。また、平成18年度から募集を停止。

インターンシップ課程（専修科）及び（本科） = 規程等の諸整備を行い、平成16年4月に初めてのインターンシップ課程（専修科）実習生を受入れた。

- * 開発途上国研修生（ODA実習生）；平成11年度以降ODA関連予算は毎年約10%ずつ削減されてきたが、平成15年度以降は横ばいに推移している。

・ 中期計画人数 配乗計画人数 受入者数

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|---------|---------|--------|
| 中期計画人数 | 1,788 | 1,595 | 1,570 | 1,550 | 1,550 |
| 配乗計画人数 | 1,658 | 1,652 | 1,649 | 1,781 | 1,879 |
| 受入者数 | 1,589 | 1,541 | 1,568 | 1,743 | 1,800 |
| 備考 | | # 1 | # 2 # 3 | # 4 # 5 | # 6 |

人数；受入延べ人数で表示（17年度内訳は資料5参照）

配乗計画人数は前年度における在籍者及び進路調査（最終調査12月）を基に策定している。

備考 # 1 . ODA実習生対前年11名減（中期計画策定後に決定）

2 . 商船大学4学年まで定員削減

3 . 海員学校インターンシップ制度開始（中期計画策定後に決定）

4 . 大学における新船員養成スキーム開始（中期計画策定後に決定）

1・2学年に対する乗船実習の必修範囲の変更

5 . 海員学校専修科（清水海上技術短期大学校の学生寮工事に伴う実習時期変更の依頼に応じたもの）の配乗時期変更

6 . 海技大学校における海技士科三級海技士専攻科開始（中期計画策定後に決定。平成18年度から練習船実習を開始。）

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (c)「訓練の達成目標」)

再指導等の徹底により、訓練課程の過去5年の修了実績(98%)を維持する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (c)「訓練の達成目標」)

再指導等の徹底により、訓練課程の過去5年の修了実績(98%)を維持する。

年度計画における目標値設定の考え方

従来から再指導等の徹底により高い修了率を保っていることから、これを維持することを設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

- 平成17年度全実習生平均の修了率は99.3%であった。

資料5:平成17年度実習生受入修了実績

当該年度における取組み

再指導等の具体的指導例は以下のとおり。

- 実習前に事前説明と確認テストを行い、必要に応じて補講を実施するとともに、事後にも解説を行い、理解度を上げることに努めた。
- 実技実習において、チェックリストによる実習生同士での評価を行い、自己の弱点を把握させ、後の実習に活かすようにさせた。
- 教官と実習生のマンツーマンでのフォローアップ等、実習生が実際にできるまで対応した。
- 正規の訓練時間以外でも、希望する実習生に補講等を実施した。

長期間にわたって陸上から離れ、24時間を多人数での共同生活を行う練習船の生活は、実習生にとって精神的ストレスとなる場合が多く、また、国際基準で求められる資質基準システムにおける苦情処理が訓練の達成につながることから、以下のとおり、更にきめ細やかな生活指導に努めた。

- 実習生の各班に複数の担当教官を配置し、懇談会の実施と合わせ、船内生活において、コミュニケーションし易い環境作りに努め、実習生の悩みや相談事への対応を行った。
- 実習生の「係日誌」や意見箱等を活用するなど、実習生の要望・苦情等に、迅速に対応し、対応できないものについては、その理由を説明又は掲示する等を行った。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 修了率の推移（中期計画目標98%）

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 累計・平均 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受入者数 | 1,589 | 1,541 | 1,568 | 1,743 | 1,800 | 8,241 |
| 修了者数 | 1,575 | 1,532 | 1,563 | 1,722 | 1,787 | 8,179 |
| 修了率% | 99.1 | 99.4 | 99.7 | 98.8 | 99.3 | 99.2 |

- ・ 未修了の主な理由としては以下のとおりである。

長期治療を要する病気による下船（5名）

船内生活への不適合等による進路変更（6名）

その他（2名）

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (d) 「訓練機材の整備」)

技術革新等に対応し、より効果的な訓練を実施するため、各練習船に情報通信等の訓練機材の整備を図る。

(年度計画における目標 2 - (1) - (d) 「訓練機材の整備」)

技術革新等に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するため、大成丸、銀河丸に船舶警報通報装置を新設、日本丸の船上通信設備を更新、及び銀河丸、青雲丸にガスタービン視覚教材の導入を図る。

また、資料提示装置の更新等を継続実施するとともに、即戦力養成のための実技実習に必要な訓練機材等の拡充整備を行う。

年度計画における目標設定の考え方

多人数・多科混乗においての効果的な訓練を実施できるように、マルチメディア教材等の整備を継続するとともに、実践的な実技実習に必要な訓練機材の拡充整備を設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

技術革新に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するための訓練機材の整備

- ・ 船舶警報通報装置を大成丸、銀河丸に新設した。
- ・ 日本丸の船上通信設備を更新した。
- ・ ガスタービン視覚教材を日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸、青雲丸に導入した。
- ・ 国際VHF模擬通信装置を大成丸に導入した。

多人数、多科混乗時における効果的な訓練の実施を図るための訓練機材の整備

- ・ マルチメディア教材(プロジェクタ、資料提示装置等)の増設・更新を日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸、青雲丸に実施した。

実践的航海英語訓練充実のための訓練機材の整備

- ・ 航海英語教本(Basic Maritime English)を海王丸に整備した。

資料1-1: 主な訓練機材等の整備実績及び計画一覧表

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 当所教官が開発した「通信訓練装置」(テレックス訓練用シミュレーションソフトウェアの開発)が、平成18年3月10日付で特許登録された。
- ・ 引き続き、より効果的な訓練が可能となるよう、教材の開発に努めている。

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (e)「意見交換会の開催」)

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を年間8回程度開催する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (e)「意見交換会の開催」)

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を8回程度開催し、これらの意見を航海訓練に積極的に反映させる。また、関係業界による練習船実習の実態把握を目的として、可能な限りの機会をとらえて訓練視察会を実施する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の目標の通り、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を8回程度開催することを設定するとともに、内航及び外航業界への訓練視察会を実施することとした。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

- 平成17年度の意見交換会開催実績は15回であった。

資料12：平成17年度関連学校等との意見交換会開催実績

当該年度における取組み

- 中国地区の内航海運関係者、関東地区の外航海運関係者、及び国土交通省船員中央労働委員会委員を対象とした練習船の訓練視察会(3回)を実施し、併せて意見交換を行った。
- 意見交換会における要望事項については、航海訓練の現場で対応可能なものについては速やかに反映させるとともに、カリキュラム上での対応を検討した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 意見交換会における指摘事項及び要望事項に対する各練習船における取組例を示す。

資料13：意見交換会等における要望事項の航海訓練へのフィードバック方法

資料14：平成17年度意見交換会における要望事項等に対する各練習船での取組み例

- 学校との連携を深めるため、各海員学校の教官と当所陸上教官との意見交換会を開催し、座学学習内容及び生活指導の確認、即戦力化実習についての意見交換を行った。

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (f)「実習生による評価」)

訓練課程に基づく実践的な知識・技能の指導及び船舶運航・管理に従事する人材としての資質の涵養に関する指導を適切に評価し、指導要領の再編に資するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定した上、訓練期間の初期及び末期に行う実習生による訓練評価を、年間12回程度実施する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (f)「実習生による評価」)

期間中の実施対象実習生としては、大学乗船実習科、海大及びODA実習生とし、年間14回のアンケート調査を実施する。また、その結果を航海訓練に反映させる。

年度計画における目標値設定の考え方

大学乗船実習科、海大及びODA実習生を実施対象とし、乗船初期及び期末にアンケート調査を行うことを設定し、中期計画に基づいて実施回数を設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

- 大学乗船実習科実習生、海大実習生及び海員学校専修科実習生を対象とし、14回行った。
目標設定ではODA実習生を実施対象としていたが、練習船5隻体制では大学及び海大の3級コースと、海員学校専修科の4級コースの混乗が余儀なくされることから、その影響等の調査を優先させる必要があるため、調査対象を海員学校専修科に変更した。

当該年度における取組み

- 平成17年度に実施したアンケート結果の概要は別添資料のとおり。

資料15：アンケートの活用要領

資料16：平成17年度アンケート調査実施結果概要

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 当アンケートの取組みは、実習生による航海訓練評価の指標として、資質の涵養に関する訓練効果及び実習生の航海訓練に対する満足度等を把握することを主な目的としている。
- 調査結果からは、練習船5隻体制となり多人数の混乗となる時期が発生することから、異科実習生のモチベーションの相違や学力レベルの違いにより、航海訓練に対する満足度が低下しているグループが存在した。次年度実習生配乗計画に反映させるとともに、訓練の現場において複数のプログラムを並行して実施するなど細やかな対応をすることを検討している。
- 引き続き国際基準に基づく資質基準システムのPDCA機能と実習生による評価とを活用し、訓練効果、満足度の定量的な把握、及び航海訓練の質を改善していくことを検討している。

資料17：平成18年度アンケート調査実施計画

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (g)「職員研修」)

職員に必要な教養及び知識・技能を習得させ、職員としての資質の向上を図るための研修計画を策定し、期間中に延べ135名以上に対し研修を実施する。

なお、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、職員を海外の大学等教育研究機関に留学させることも検討する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (g)「職員研修」)

職員に対する計画的な研修の実施、特に平成16年度から新たに導入した海技職職員に対する船舶運航に必要な研修を継続的に実施し、職員の職階別、職務別に、延べ80名以上に対し、内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を実施する。加えて、洋上で業務に従事する練習船員に対して、外部研修の実施機会が制約されることを考慮し、海事関係諸機関から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。また、メンタルヘルスケアを含めたカウンセリング関係の研修を実施する。

年度計画における目標値設定の考え方

職員の職階別、職務別に、延べ80名以上に対し、「内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を計画し、実施する。」ことを目標として設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

- 平成17年度の研修受講者数は延べ202名(職員88名、乗組員96名、行政職員18名)であり、前年度と比べて23名増加した。資料18：平成17年度職員研修実績

当該年度における取組み

外部研修実施例

- 一層の安全運航を図るため、操船シミュレータ研修とBRM(Bridge Resource Management)研修を組み合わせた研修に参加させるほか、船内に外部講師を招いて電気関係研修、溶接研修並びに船舶塗料及び塗装講習等を受講させ、知識と技能の向上を図った。
- 情報通信に関する研修を受講させ、ネットワーク及びセキュリティの管理、運用についての資質の向上を図った。
- 海上防災訓練、海事セキュリティ教育訓練セミナー等を受講させ、教育指導及び安全衛生に関する資質の向上を図った。
- メンタルヘルスに関する管理監督者セミナーを受講させ、公務職場を中心としたメンタルヘルスに関する対策とその取扱い等を習得させた。

内部研修

- 採用した練習船職員に対し、配乗前に実船での船舶実務研修を実施し、練習船での業務を習得させた。

研修員の知見の活用

- ・ 海事関係諸機関から受け入れる研修員の知見を積極的に活用し、海難審判業務の紹介、模擬 PSC 検査等、船内における研修を充実させた。

海外留学

- ・ 国土交通省等の協力を得て、職員 1 名を世界海事大学へ海外留学させた。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 社会情勢の変化に伴い、従来の研修項目に加え、安全・船舶運航管理、船舶保安計画、メンタルヘルス、情報通信関係、独法会計事務等、必要とする研修項目が増加している。

- ・ 研修実施人数累計（中期計画目標人数 1 3 5 名以上）

| | 平成 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 累計 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 研修実施人数 | 80 | 121 | 166 | 179 | 202 | 748 |

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (h) 「安全管理の推進」)

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとともに、各個人の意識啓蒙に努める。

具体的には、以下の目標達成を図る。

船舶安全運航管理システムを確立する。

健康保持増進計画を確立する。

(年度計画における目標 2 - (1) - (h) 「安全管理の推進」)

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実・強化するとともに、各個人の意識啓蒙を図るため、次の事項を実施する。

船舶安全運航管理システムが適切に運用できるようシステムの見直し及び改善を実施する。

また、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づいた船舶保安規程を的確に運用する。

健康保持増進計画を推進するため、これに係る基本方針及び基本計画に基づき、年度毎の実施計画を策定、実施する。また、心の健康保持のため、メンタルヘルスに関するカウンセリング等を実施する。

会議、季刊紙等のあらゆる機会を捉えて安全管理及び安全衛生に関する意識啓蒙を図る。

年度計画における目標設定の考え方

海王丸海難事故を踏まえ、船舶安全運航管理システムが適切に運用できるよう、システムの見直し及び改善を設定した。

また、船舶及び港湾での保安確保に努めるため、船舶保安規程を的確に運用することを設定した。健康保持増進計画を推進するため、「健康保持増進実施計画」を策定し、これを基とした各練習船での活動を推進することを設定した。また、メンタルヘルスに関する活動を強化・推進することを設定した。

洋上での業務が常態である練習船船員に対して、会議、季刊紙等を通じて、安全管理及び安全衛生に関する意識啓蒙を図ることを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

安全管理体制の充実に向け、以下の活動を実施した。

- ・ 海王丸海難事故を踏まえ、組織全体の安全管理を含む再発防止対策を策定し、不安全行動の防止と安全風土の確立に向け、理事会に直結した「安全推進室」を設置した。
- ・ 自主的に試行している船舶安全運航管理システムの見直し及び改善の目標を、国際安全管理規則 (ISM コード) 認証を平成 18 年度中に任意取得することと定め、作業を開始した。

- ・ 台風等に係る避泊地情報データベースを作成し、運用に向け準備を行った。
- ・ 台風対策指針を作成し、各船での活用を開始した。
- ・ 安全風土確立に向けてインシデントの報告及びそれらに対する調査・分析を速やかに行い、それらの情報をデータベース化し情報の共有化を図った。
- ・ 10月20日を「海王丸海難事故の日」と定め、改めてこの日を中心に、各練習船で集中的に事故等の再発防止活動を行うとともに、海陸連携の緊急対応合同訓練を実施した。
- ・ 船舶保安規程の的確な運用を継続するとともに、練習船全船への船舶警報通報装置の設置を完了した。

資料19：安全管理体制の充実

陸上での安全衛生委員会において「平成17年度健康保持増進実施計画」を策定し、これに基づき、各練習船での「健康保持増進活動計画」を策定して活動を推進した。メンタルヘルスに関する活動については、新たに次の活動を行い、強化を図った。

- ・ メンタルヘルスチェックシート調査を全職員に実施し、診断結果を各職員へ送付し、各自のこころの状態を自覚させるセルフケアを実施した。
- ・ 管理監督者を対象に「うつ病と自殺予防セミナー」を受講させ、ラインケアの向上に努めた。
- ・ その他、これまで同様に訪船カウンセリング及びセミナーの実施や職員の家族との連携体制の確立を目的とする家庭通信の発信等を行った。

安全管理及び安全衛生に関する意識啓蒙を図るため、季刊紙「安全と衛生」を4回発行した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 災害防止活動に関しては、従来から国が定める船員災害防止基本計画に基づきその活動を実施してきたところであり、すでに確立されていることから中期計画の目標からは除外している。
- ・ 航海訓練所船員災害防止活動の概要並びに航海訓練所船員及び実習生のための健康保持増進活動の概要を資料20に示す。

資料20：安全管理の推進 健康保持増進活動の具体的な取組み

- ・ 意識啓蒙活動

安全衛生に関する季刊紙『安全と衛生』に以下の特集記事を掲載し意識啓蒙を図った。

夏 = 平成17年度航海訓練所船員災害防止実施計画及び健康保持増進実施計画について

秋 = 運動と健康「メタボリック症候群をご存知ですか」、「運動のススメ」について

冬 = 「設備・環境の点検整備」結果報告、健康管理「リラクゼーション」、健康再考「有所見者」について

春 = 「安全の構築」安全推進室、運動と健康「体組成計」について

- ・ 事故等の再発防止対策

不安全行動の防止と安全風土の確立

対策1 航海訓練所における安全風土の確立を図るため、安全風土の確立に向けた宣言を行うとともに、気付き支援などのうっかりミスや不安全行動を防止するための活動を推進する。

対策2 ヒヤリハット・事件事例を広く収集・分析するとともに、セイフティー・マネジメント・システム(SMS)を一層積極的に運用するため、理事会に直結した「安全推進室」を設置するなど、安全推進体制を強化する。

乗組チームの機能強化

対策3 乗組チームの機能を最大限に発揮させるため、OJT、BTM等教育・研修内容を見直した上で、その新たなプログラムを策定し、速やかに実施する。

対策4 教育・研修等により、主として経験年数を重視したこれまでの人事管理を、能力や適性の評価を踏まえたものに変えるとともに、健康管理に一層配慮したものとする。

陸上からの支援体制の強化

対策5 台風の接近に際しては、船側との台風情報の共有を図るとともに、フェイル・セーフ対策の観点から船側の台風対策計画を陸上側が把握し、必要に応じて助言するため、陸上側に台風対策支援チームを設置する。

対策6 台風接近時の各地避泊地情報を収集し、所内の共有情報として整理する。

対策7 安全運航を促進するため、船陸間情報通信ネットワークを充実・強化する。

台風対策指針の速やかな作成

対策8 台風対策の基本的考え方等を盛り込むとともに、民間船社等における台風対策や海難審判庁の台風海難に係る調査・分析結果をも反映した台風対策指針を速やかに作成する。

緊急事態を想定した演習の充実・強化

対策9 海上保安庁など他機関との連携をも視野に入れ、法令に基づく操練や演習に限らず、様々な緊急事態が国内外を問わず発生することを想定した演習を充実・強化する。

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (i)「自己点検・評価体制の確立」)

航海訓練の現状を客観的に把握するとともに、組織の目的との関連において、その現状を点検・評価し、改善すべき点を明らかにし、更には将来的改革の方向をも検討し、それらに沿って改善・改革を行うため、自己点検・評価を試し、期間中に自己点検・評価体制を確立する。

(年度計画における目標 2 - (1) - (i)「自己点検・評価体制の確立」)

航海訓練の実績に係る成果の指標化に関する手法を継続実施するとともに、当該手法の見直し、改善を図る。

また、内部評価委員会等の機能を活用し、確立した自己点検・評価体制の見直し、改善を検討する。

年度計画における目標設定の考え方

確立した自己点検・評価体制の見直し、改善を図ることを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- ・ 航海訓練の実績に係る成果の指標化に関し、「資質基準システム」及び「船舶安全運航管理システム」の必要書類の備置・記載等の確認などのチェック機能を取り入れた新たな教育査察を試行するとともに、次年度に向けた査察基準の見直しを行った。
- ・ 教育訓練計画及びそれに基づく訓練実施状況及び安全管理に関する状況について、各船に対して年1回、合計5回の教育査察を実施した。

評価シートに基づき実施した検査結果を全船に周知し、情報を共有化することにより、業務運営の向上に努めた。

資料21：平成17年度教育査察の実施結果

資料22：平成17年度SMS（安全管理システム）内部監査実績

資料23：平成17年度QSS（資質基準システム）実施実績

- ・ 内部評価委員会を3回開催し、外部委員から組織運営の効率化、航海訓練サービスの質の向上等に係る指摘やアドバイスを得た。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 新たな試みとして、査察官である理事長が練習船船内の各部とミーティングを行い、現場の声を直接聞く機会を設けた。

(中期目標 3 - (2)「研究の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化を図るとともに、研究の成果の航海訓練への活用を図る。

(中期計画 2 - (2) - (a)「研究の実施」・「研究の件数」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化を図りつつ、研究の成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

30件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に25件程度、大学等の研究機関との共同研究を行う。

(年度計画における目標値 2 - (2) - (a)「研究の件数」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かせる独自性を踏まえた研究を実施する。また、研究成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

新規項目及び継続項目を合わせて18件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に新規項目及び継続項目を合わせて15件程度の共同研究を行う。

年度計画における目標値設定の考え方

個別法に規定する研究業務の実施とその成果の航海訓練への活用を設定した。

研究件数に関して、中期計画では5年間の研究件数を、独自研究について30件程度、共同研究について25件程度としており、目標値達成のために、5年間で以前からの継続研究を全て終了し、同数の新規研究を開始することを想定して、年度計画における研究件数を、独自研究について(継続件数15件+新規件数3件=)合計18件程度、共同研究について(継続件数(12~13)件+新規件数(2~3)件=)合計15件程度に設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

・ 研究実施実績

平成17年度研究計画に基づき、以下の研究を実施した。

独自研究について（継続研究17件＋新規研究2件＝）合計19件

資料24：平成17年度独自研究項目一覧

共同研究について（継続研究15件＋新規研究3件＝）合計18件

資料25：平成17年度共同研究項目一覧

その内訳は、訓練の方法に関する研究6件、船舶運航技術に関する研究24件、その他海技及び海事に関する研究7件である。

中期計画目標値達成に向けた5か年の累計は、独自研究36件、共同研究27件となる。

資料26：研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過

当該年度における取組み

新規独自研究

- ・ オンボード型操船シミュレータを活用した実習訓練に関する研究
- ・ 機関実習支援装置を用いた実技実習の活用方法に関する研究

新規共同研究

- ・ 操船者の目視観測距離特性の調査研究（海上技術安全研究所との共同研究）
- ・ 操船者の情報認識と意志決定に関する研究（神戸大学との共同研究）
- ・ 船員参加型改善活動の実証的研究（海上労働研究所との共同研究）

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 独自研究とは、航海訓練所教官が航海訓練業務と並行して実施するものであり、その成果は主に航海訓練所研究発表会における発表や調査研究時報又は調査研究諸報に掲載し、海事関係機関等に送付公表している。
- ・ 共同研究とは、外部機関と共同研究協定書を締結し、当所の教官が各外部研究機関の担当者と共同で実施するものであり、実船データを高度に解析する点に特徴があり、その成果は海運界及び造船界等に公表している。
- ・ 上記に関する各研究の研究期間は概ね3年～5年を標準としている。各研究は当該年度の前年度に作成した研究計画に基づいて実施される。また、当該年度終了時に各研究の実施状況を踏まえて研究報告を作成している。いずれも関係機関に送付し、ホームページ上で公開している。

(中期目標 3 - (2)「研究の実施」)
同上

(中期計画 2 - (2) - (b)「研究体制の充実と研究活動の活性化」)
研究体制のあり方について検討し、体制の一層の充実を図るとともに、研究活動の活性化を図るため、自己点検・評価体制を確立する。

(年度計画における目標 2 - 2 - (b)「研究体制の充実と研究活動の活性化」)
グループ研究活動の一層の活性化を図るとともに、研究の質的向上をさらに進めるため、船間及び陸船間の連携を深め、テーマの重点化を図る。
また、自己点検・評価としての研究評価を実施し、結果を反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

船間及び陸船間の連携によるグループ研究活動の活性化・研究の質的向上を進めるため、研究テーマの重点化を図ることを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- ・ 船間及び陸船間の連携により、グループ研究活動の一層の活性化を図り、16件のグループ研究(独自研究9件、共同研究7件)を実施した。
- ・ 次期中期に向け、研究業務の効率化を図り、船員教育訓練及び船舶運航技術に関して提言となる研究テーマの検討を行った。
- ・ 効率的・効果的な研究の推進のため、平成18年度新規研究3件について事前評価を実施した。
資料27:平成18年度新規研究課題事前評価報告書
- ・ 研究の実施状況、手法確認及び継続の妥当性を検証するため、平成17年度継続研究の3年以上経過した10件について中間評価を実施し、「適切」又は「概ね適切」の評価結果であった。
資料28:平成17年度研究課題中間評価報告書
- ・ 研究成果の検証・自己点検として、平成16年度に終了した研究3件についての事後評価を実施し、適切な研究期間のあり方について、以後の研究に反映させることとした。
資料29:平成16年度終了研究課題事後評価報告書

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 昨年度開始した、東京海洋大学との共同研究「双方向海洋ブロードバンド通信に関する研究」を継続し、船陸間通信の高速化による業務運営の効率化と研究活動の活性化に向けた検討を行っている。

- ・ 研究業務に関わる内部評価

独自研究及び共同研究について、研究課題評価要領に基づき、新規研究課題については事前評価、継続研究については3年ごとの中間評価を、また、終了した研究については事後評価をそれぞれ実施している。

これらの評価は、調査研究専門部会において各研究課題評価報告書としてまとめられ、研究計画の修正及び内容の変更を検討するとともに、評価者の各研究に対する指摘事項、助言等を参考として効果的・効率的な研究活動の推進を図っている。

- ・ 特色のある研究

「船員参加型改善活動の実証的研究」

労働者の災害防止や作業の効率化を上げるためにILO（国際労働機関）が開発し、各産業で成果を上げている自主改善活動方式（WISE）を海上労働に応用する目的で、海上労働科学研究所と共同研究を実施した。研究内容は次のとおり。

- ・ 船舶で適用できる職場環境改善のためのアクションチェックリストの作成
- ・ 船員参加の改善プログラムの開発。
- ・ 練習船乗組員による上記の実証試験

「船陸間マルチメディア通信の効率化に関する調査研究」

船陸間の情報通信環境は、陸上のそれと比べ整っていないのが実情であり。速やかな情報交換は通信衛星を介することになるが、通信料金が高額であるため、その利用を抑制せざるを得ない。そこで、陸上と同程度に高速かつ安定した情報交換が可能となり、しかも通信料金を抑制できる環境を整備すべく、グループウェアを利用したネットワークシステムを構築し、その実用性を検証する実験を練習船で行っている。

(中期目標 3 - (3)「成果の普及・活用促進」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識・技術の普及・活用促進を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、職員の専門知識の活用を図る。

また、論文発表、学会発表等を通じて研究成果の普及・活用を促進し、必要に応じて特許等の出願も図る。

(中期計画 2 - (3)「成果の普及・活用促進」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識・技術の普及・活用促進を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、専門知識の活用を図る。

また、研究成果の普及・活用を促進する。

その他、組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想普及業務を推進する。

具体的には下記の達成を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に15機関程度から、合計300名程度の研修員を受入れる。

国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に10名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。

技術移転等を推進するため、期間中に6件程度の国際会議等に参画する。

(年度計画における目標値 2 - (3) - (a)「技術移転等の推進に関する業務」)

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、新たに開始している集団研修の実績等を踏まえ、10機関程度から、合計130名程度の研修員を受け入れる。

期間中の新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請に応じ、2名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。

海事関係行政機関等の要請によりIMO及びILO等の国際会議に出席し、国際的な動向把握に努める。

技術移転等を推進するため、1件程度の国際会議等に参画する。

年度計画における目標値設定の考え方

各年度平均的に実施するものとして、中期計画の5分の1程度に設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

12機関から延べ291名の研修員を受入れ、年度目標値の2.24倍であった。

資料30：研修員受入実績

平成15年度からの2名の船員教育専門家派遣を継続し、新たに1名を派遣した。
専門分野の委員として23名の職員を延べ46の委員会の委員等として派遣した。

資料31：平成17年度各種委員会への委員派遣実績

海事関係行政機関等の要請により、IMOの海上安全委員会等に3回、ILOの海事総会関連に2回、職員を派遣して海事関係の行政分野に貢献するとともに、国際的動向把握に努めた。

技術移転等を推進するため、「アジア太平洋地区海事教育・訓練機関連合（AMETIAP）2005」及び「アジア地域船員の資質向上に関わるセミナー」に参画し、また、「国際海事シミュレータ・フォーラム（IMSF）」において当所職員が発表・論文発表を行った。

その他

AMETIAP議長機関である東京海洋大学と会員である当所との協賛で、アジア太平洋地域の乗船経験のない船員教育機関等の英語教官を対象とし、海事英語教育の向上を目的とする「海事英語セミナー」を練習船において開催した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

海外船員教育専門家派遣人数累計（中期計画目標10名程度）

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 累計 |
|-------|--------|------------|------------|------------|------------|----|
| 短期専門家 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 7 |
| 長期専門家 | 継続5 | 新規0 継続5 | 新規2 継続3 | 新規0 継続5 | 新規1 継続2 | 8 |

各種委員会への委員派遣実績（中期計画目標95名程度）

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 累計 |
|-------|--------|------|------|------|------|-----|
| 派遣委員数 | 18 | 21 | 23 | 22 | 23 | 107 |
| 委員会等数 | 41 | 44 | 52 | 46 | 46 | - |

国際会議参画実績（中期計画目標6件程度）

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 累計 |
|------|--------|------|------|------|------|----|
| 参画件数 | 1 | 1 | 3 | 4 | 3 | 12 |

(中期目標 3 - (3) - 「成果の普及・活用促進」)
同上

(中期計画 2 - (3) (b)「研究成果の普及・活用促進」)

30件程度の論文発表並びに25件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(年度計画における目標値 2 - (3) (b)「研究成果の普及・活用促進」)

研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに5件程度の学会発表を行う。
また、必要に応じて特許等の出願を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では5年間の発表件数を、論文発表について30件程度、学会発表について25件程度としており、年度計画では、毎年の発表件数をそれぞれの1/5に設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

- ・ 外部論文発表 10件 資料32：平成17年度所外研究報告実績一覧
- ・ 外部学会発表 10件 資料33：平成17年度所外研究発表実績一覧
- ・ 特許1件(通信訓練装置)を取得し、新たに特許1件(微細油粒対応油水分離装置)を出願した。
資料34：第1期中期目標期間における特許の取得・出願状況
- ・ 神戸大学海事科学部との共催で3回目となる船上シンポジウムを開催した。
- ・ 外部にオープン在所内研究発表会を開催した。
- ・ 調査研究時報1回及び諸報3回(掲載14編)を発行し、所内外関係先に配付した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 論文発表件数は各種学会での査読を経て掲載されるものとしている。(共著を含む。)
- ・ 学会発表件数は各学会の発表会又は講演会等において予稿集を作成の上発表されるものとしている。
それぞれの件数に関しては、年間の活動報告として、上記基準によりそれぞれを精査して計上したものである。
- ・ 上記以外の外部発表実績
神戸大学海事科学部との共催で、青雲丸の船上での「我が国海事社会における船員(内航・外航)の養成と活用」をテーマとした船上シンポジウムを開催した。
- ・ 開催を関係諸機関に周知した上、外部にオープンの研究発表会を開催した。(発表件数19件)

資料35：平成17年度所内研究発表実績一覧

- 研究成果の取りまとめとして調査研究時報を1回(掲載3編) 調査研究諸報を3回(掲載11編) 発行し、所内外関係先に配付した。 資料36：平成17年度所内研究報告実績一覧
- 航海訓練所においては研究成果の発表誌として調査研究時報及び同諸報を発行している。時報及び諸報の区分は、航海訓練所の業務に関し、有用性、独創性、信頼性又は完結性に優れた報文を時報とし、航海訓練所の業務に関し、有用性を認めた報文を諸報とし、例年6月、10月及び翌年1月の3回にわたって原稿の募集を行い、上記基準に照らし合わせて内容を審査し発行の可否を決めている。
- 従前は調査研究時報のみを発行の都度、外部関係機関に送付してきたが、研究成果の普及促進の観点から調査研究諸報についても平成14年度から外部関係機関に送付することとした。

- 外部論文発表件数(中期計画目標30件程度)

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 累計 |
|--------|--------|------|------|------|------|----|
| 論文実績件数 | 8 | 9 | 10 | 11 | 10 | 48 |

- 外部学会発表件数(中期計画目標25件程度)

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 累計 |
|--------|--------|------|------|------|------|----|
| 発表実績件数 | 8 | 13 | 13 | 17 | 10 | 61 |

(中期目標 3 - (3)「成果の普及・活用促進」)
同上

(中期計画 2 - (3) (c)「海事思想普及等に関する業務」)

練習船の寄港地での船内一般公開及び寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会等を現状の規模を維持しつつ行い、あわせてより効果的な海事思想普及等に関する業務のあり方を検討する。

(年度計画における目標値 2 - (3) (c)「海事思想普及等に関する業務」)

海事思想普及等に関する次の業務を実施する。

練習船の寄港地における一般公開 20回程度

練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会 15回程度

学校授業の総合学習として定着化しつつある練習船見学会は、体験学習を組み込むなどの工夫を行いながら、発展継続させるよう努める。

海事思想普及等に関する業務をより効果的なものとするため、港や海から離れた小中学校を訪問して、練習船実習のビデオ等を利用した海事思想普及活動を試行する。

年度計画における目標値設定の考え方

寄港要請数及び従来の一般公開・見学会の実績を踏まえ、回数を設定した。

練習船見学会の実施方法に関し、内容を発展させ学校等の希望に応えられるよう努めることを設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

練習船の一般公開を延べ19回実施した。

- ・ 寄港要請に対し20件対応した。
- ・ 平成17年度の一般公開等による練習船内見学者の合計は76,138名であった。
- ・ 一般公開中に甲板磨きの体験や船歌を一緒に歌う等の工夫を取り入れた。

練習船見学会を19回実施した。

- ・ 平成17年度の練習船見学会には合計1,390名の児童・生徒等が参加した。
- ・ 新たに寄港地教育委員会等とも連携して、体験学習を組み込むなどの工夫を行いながら、発展継続させるよう努めました。

小学校を訪問して、VTRや写真を利用し、海・船に関する話を行う「訪問型海事思想普及活動」を財団法人船員教育振興協会の協力を得て1回実施した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

一般公開・見学会の各船別実施状況

一般公開

| 船名 | 実施回数 | 見学者数 |
|---------|------|---------|
| 日本丸 | 12回 | 56,757名 |
| 海王丸(銀河) | 3回 | 12,510名 |
| 大成丸 | 1回 | 2,021名 |
| 銀河丸 | 2回 | 3,302名 |
| 青雲丸 | 1回 | 1,548名 |
| 合計 | 19回 | 76,138名 |

見学会

| 船名 | 実施回数 | 参加者数 |
|---------|------|--------|
| 日本丸 | 6回 | 462名 |
| 海王丸(銀河) | 1回 | 75名 |
| 大成丸 | 3回 | 178名 |
| 銀河丸 | 4回 | 268名 |
| 青雲丸 | 5回 | 407名 |
| 合計 | 19回 | 1,390名 |

その他の海事思想普及等に関する取組み

- ・ (財)船員教育振興協会と共同で、練習船における一般青少年等対象の体験航海を7回実施し、84名が参加した。また停泊中に海洋教室を2回開催し、99名が参加した。
なお、海王丸の修繕により、体験航海に関しては、海王丸と同じ「特殊目的船コード」の練習船で、実習に支障の無い範囲で実施した。
- ・ 海事に関するイベント等に参加し、練習船を活用した海事思想普及活動を行っている。

(中期目標 3 - (3)「成果の普及・活用促進」)

同上

(中期計画 2 - (3) (d)「広報活動の推進」)

広報活動のあり方を見直し、情報開示体制の確立(電子媒体による一般からのアクセス法を含む。)と合わせ、広報活動の推進を図る。

(年度計画における目標 2 - (3) - (d)「広報活動の推進」)

広報委員会を積極的に運営すること等により、広報活動をより一層推進する。

必要とされる開示情報を、次の媒体を通し積極的に開示していく。情報公開法等の法令により開示が義務付けられている事項に加え、練習船での最新の訓練状況等を掲載するなど、情報の発信に努める。

ホームページ

航海訓練レポート(年度実績報告)

パンフレット

広報紙(ナイスティ)

研究報告書及び研究発表会

リーフレット

官報

また、練習船の一般公開時を捉え、航海訓練所及び航海訓練に関する広報活動を継続する。

年度計画における目標設定の考え方

海事関係者及び一般の方々に当所をよりよく理解してもらうため、広報委員会の積極的運営により、広報活動をより一層推進することを設定した。

また、必要とされる開示情報を、各種媒体を通し積極的に開示していくことを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- ・ 広報委員会メンバーを若手中心に置き換え活性化を図り、積極的な運用を実施した。
- ・ 海事関係者及び一般の方々に当所をよりよく理解してもらうため、広報活動について、報道機関、海事関係団体、船員教育機関等を対象とした聞き取り調査を実施し、広報活動の基本的な方向性を策定した。
- ・ プレスへの資料配布等マスメディアへの積極的な働きかけを実施し、海事・海運専門紙に掲載される機会を増やした。

実習生の保護者の要望に応え、ホームページ及び携帯電話サイトに遠洋航海船の位置情報を掲載した。

資料37：航海訓練所ホームページ遠洋航海位置情報

前年度の業務実績に関する航海訓練レポートを発行した。

パンフレットの改訂を行った。

広報紙「ナイスティ」を年5回に増刊した。

研究発表会を実施した。なお、研究報告については、現在作成している。

リーフレット「練習船って、どんな船」(帆船編、汽船編)及び「ようこそ練習船へ」を増刷し、練習船の一般公開時等に配布した。

官報により開示が必要な入札公告等を実施した。

- ・ 広報紙「ナイスティ」を年5回に増刊するとともに、前年度の業務実績に関する航海訓練レポートを発行した。
- ・ リーフレット「練習船って、どんな船」(帆船編、汽船編)及び「ようこそ練習船へ」を増刷し、練習船の一般公開時等に配布した。
- ・ 例年どおり「東京みなと祭」、「横浜開港祭」、「海フェスタ(おきなわ)」、「ヨコハマみなとカーニバル」に参加し、広報ブースを設置して広報活動に努めた。
- ・ 当所カレンダーについて、従来の大型ポスター型から6枚綴りの普及型に変えて作成し、関係各所に配布した。
- ・ 庁舎1階ロビーに展示する練習船の模型を入れ替え、展示を継続した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

練習船の各寄港地において、当所広報用の横断幕を船体に設置するとともに、岸壁上に出入港予定や次の寄港地、乗船している実習生などの情報を公開するボードを設置し、積極的な情報開示に努めている。

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標 4 財務内容の改善)

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、航海訓練所の業務の範囲内において、受託収入等、自己収入の確保を図る。

(中期計画 3 - (1) 「自己収入の確保」)

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図ることとする。

具体的には、期間中に、受託収入や乗船実習証明書(乗船履歴証明書)の再発行手数料等の徴収を図ることとする。

(年度計画における目標値 3 - (1) 「自己収入の確保」)

乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務に関する研修の研修費及び船員教育機関等からの委託に係る受託料等を収受する。

年度計画における目標値の考え方

航海訓練に係る受託料収入については、各教育機関との調整が整い、平成16年度よりその収受を開始した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

- ・ 運航実務研修費、乗船実習証明書再発行手数料、講師派遣料、教科参考資料の有料配布、及び練習船における清涼飲料水自販機の設置に関する施設貸付を引き続き行い、自己収入の確保を図りました。
- ・ 受託料については、全船員教育機関との協議が整い収受を開始しました。

上記自己収入に係る平成17年度の実績は23,684千円であった。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 財務内容の改善)

同上

(中期計画 3 - (2) 「予算(人件費の見積もりを含む)」

3 - (3) 「平成13年度～平成17年度収支計画」

3 - (4) 「平成13年度～平成17年度資金計画」)

(年度計画における目標値

3 - (2) 「期間中の予算計画(人件費の見積もりを含む)」

3 - (3) 「期間中の収支計画」

3 - (4) 「期間中の資金計画」)

(実績値)

1. 予算

| 区 別 | 中期計画 予算 金額(百万円) | 年度計画 期間中の予算計画 金額(百万円) | 実績値 金額(百万円) |
|----------|---|--|---|
| 収入 | | | |
| 運営費交付金 | 35,498 | 6,894 | 6,894 |
| 船舶建造費補助金 | 5,341 | 0 | 0 |
| 業務収入 | 0 | 18 | 21 |
| その他の収入 | 3 | 0 | 44 |
| 計 | 40,842 | 6,912 | 6,959 |
| 支出 | | | |
| 業務経費 | 11,115 | 2,017 | 2,127 |
| 船舶建造費 | 5,341 | 0 | 0 |
| 人件費 | 23,378 | 4,696 | 4,404 |
| 一般管理費 | 1,008 | 199 | 197 |
| 計 | 40,842 | 6,912 | 6,728 |
| | [人件費見積もり] 期間中総額 19,840 百万円支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 | [人件費見積もり] 年度中総額 4,052 百万円を支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 | [人件費の実績] 年度中総額 3,746 百万円を支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 |

2. 収支計画

| 区 別 | 中期計画 | 年度計画 | 実績値 |
|--------------|-----------------------------------|---------------------|---------|
| | 平成 13 年度～平成 17 年度 収支計画 金額(百万円) | 期間中の収支計画 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 費用の部 | 35,628 | 6,916 | 6,693 |
| 経常経費 | 35,628 | 6,916 | 6,693 |
| 業務費 | 32,775 | 6,409 | 6,267 |
| 一般管理費 | 2,726 | 503 | 374 |
| 減価償却費 | 127 | 4 | 52 |
| 収益の部 | 35,628 | 6,916 | 7,050 |
| 運営費交付金収益 | 35,498 | 6,894 | 6,468 |
| 業務収入 | 0 | 18 | 21 |
| その他の収入 | 3 | 0 | 44 |
| 資産見返負債戻入 | 127 | 4 | 517 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | - | - | 508 |
| 資産見返物品受増額戻入 | 127 | 4 | 9 |
| (臨時損失) | - | - | 125 |
| (臨時利益) | - | - | - |
| 純利益 | 0 | 0 | 232 |
| 目的積立金取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| 総利益 | 0 | 0 | 232 |

3. 資金計画

| 区 別 | 中期計画 | 年度計画 | 実績値 |
|---------------|-----------------------------------|---------------------|---------|
| | 平成 13 年度～平成 17 年度 資金計画 金額(百万円) | 期間中の資金計画 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金支出 | 40,842 | 6,912 | 6,780 |
| 業務活動による支出 | 35,501 | 6,912 | 6,457 |
| 投資活動による支出 | 5,341 | 0 | 100 |
| 財務活動による支出 | - | - | 223 |
| 次期中期目標への繰越金 | 0 | 0 | 0 |
| 資金収入 | 40,842 | 6,912 | 7,329 |
| 業務活動による収入 | 35,501 | 6,912 | 7,029 |
| 運営費交付金による収入 | 35,498 | 6,894 | 6,894 |
| 業務収入 | 0 | 18 | 135 |
| その他の収入 | 3 | 0 | 0 |
| 投資活動による収入 | 5,341 | 0 | 300 |
| 船舶建造費補助金による収入 | 5,341 | 0 | 0 |
| 譲渡性預金払戻収入 | - | - | 300 |

年度計画における目標値の考え方

1. 予算

- ・運営費交付金は、運営費交付金の算定ルールに基づき算出した。
〔人件費 = 積算上の前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額〕
〔業務経費 = {前年度業務経費相当額 (所要額計上経費を除く) ± 学生数等の当年度増減に伴う額} × 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度の所要額計上経費〕
〔一般管理費 = 前年度一般管理費相当額 (所要額経常経費を除く) × 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度所要額計上経費〕

2. 収支計画

- ・業務費及び一般管理費には、人件費を含む。
- ・減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費。
- ・資産見返運営費交付金戻入は、運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費相当額及び棚卸資産の費用化相当額。
- ・資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額。
- ・臨時損失は、海王丸海難事故経費。

3. 資金計画

- ・投資活動は、資金支出：工具器具備品等の固定資産取得額。
資金収入：譲渡性預金払戻額。
- ・財務活動は、海王丸（ファイナンスリース）返済額。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

実績値については、中期計画の区分に準じて記載している。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

年度計画と実績値に乖離が生じている項目及びその理由

1. 予算

| | | |
|-----|--------|---------------|
| 収 入 | 業務収入 | : 受託料収入を計上。 |
| | その他の収入 | : 受取保険料収入など。 |
| 支 出 | 業務経費 | : 船舶用燃料の高騰など。 |

2. 収支計画

| | | |
|------|------------|---------------------------|
| 費用の部 | 業務費及び一般管理費 | : 退職者が多く発生したことによる人件費の減など。 |
| 収益の部 | 業務収入 | : 受託料収入を計上。 |
| 臨時損失 | | : 海王丸海難事故経費。 |

3. 資金計画

| | | |
|------|------|----------------------|
| 資金支出 | 財務活動 | : 海王丸（ファイナンスリース）返済分。 |
| 資金収入 | 投資活動 | : 譲渡性預金払戻額。 |

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 4 「短期借入金の限度額」)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。

(年度計画における目標値 4 「短期借入金の限度額」)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。

年度計画における目標値設定の考え方

資金計画による運営費交付金の2ヶ月分程度を想定。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

短期借入金の実績なし。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 5 「重要な財産の処分等に関する計画」)

期間中に整備を計画している次世代対応練習船の建造進捗状況を見つつ、商船大学の養成定員縮減による実習生数の減少を踏まえ、次の処分を計画する。

(財産の内容) 練習船「銀河丸(4,888トン)」及び
練習船「北斗丸(5,877.19トン)」

(処分の種類) 売却

(処分の下限価格) 2隻で3百万円

(年度計画における目標値 5 「重要財産の処分計画」)

なし。

年度計画における目標値の考え方

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 6 「剰余金の使途」)

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、次に充てる。

2 - (1) - (d) 訓練機材の整備

2 - (1) - (h) 安全管理の推進

2 - (2) 研究の実施

(年度計画における目標)

具体的目標は設定していない。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金の使途であるため具体的目標は設定していない。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

今期における剰余金は232百万円であったが、全て独立行政法人通則法第44条第1項の積立金とした。

5 . その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(中期目標 5 - (1)「施設・設備の整備」)

航海訓練所の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画 7 - (1)「施設・設備に関する計画」)

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

具体的には、期間中に技術革新の進展に伴い船舶運航・管理に従事する人材として新たに求められる知識・技能を習得させるため、次世代対応練習船を整備する。

| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 |
|------------------------|-----------|-------------------------|
| 航海訓練所練習船 「銀河丸」の代船建造 | 5 , 3 4 1 | 独立行政法人航海訓練所船舶 建造費補助金 |

(年度計画における目標 6 - (1)「施設・設備の整備」)

なし。

年度計画における目標値設定の考え方

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 5 - (2)「人事に関する計画」)

業務運営の効率化を図り、人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。なお、人員の適正配置に関しては、船員法の完全適用への対応に留意する。

(中期計画 7 - (2)「人事に関する計画」)

方針

業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制を図る。

また、期間中に、効果的な訓練体制の確立を踏まえて、より効率的な練習船運航体制を確立するとともに、船員法の完全適用に向けた予備船員制度の確立を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の97%程度とする。

(参考)

- | | |
|------------------|------|
| (1) 期初の常勤職員数 | 472人 |
| (2) 期末の常勤職員数の見込み | 459人 |

(年度計画における目標値 6 - (2)「人事に関する計画」)

方針

平成16年度から開始した予備船員制度運用の試行について、問題点の検証を行い、改善策を講じた平成17年度の試行を実施し、平成18年度からの船員法完全適用時における本格運用に備える。5隻体制移行に伴う航海訓練所全体の業務運営の効率化、練習船の運航設備の現状及び即戦力化に対応する実習訓練技法等を踏まえて、第2期中期計画における要員配置を見直す。

人員に係る指標

年度始めにおいて常勤職員数を459人とし、中期目標値である97%程度の達成を図る。その中で、2年目の予備船員制度試行を実施し、船員法完全適用時における本格運用に備えるとともに、第2期中期計画における更なる人員の抑制を検討する。

(参考)

期間中の人件費総額見込み 41億円

年度計画における目標値設定の考え方

中期目標期間中に段階的に人員抑制を実施することとしており、次年度期初に計画する職員数にするための具体策の検討を設定。また、平成18年度からの船員法の完全適用に向けた予備船員制度について前広に具体的検討を行うことを設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

当該年度における取組み

・平成16年度から開始した予備船員制度の試行により明らかとなった問題点の改善策とその検証を行い、平成18年度からの新たな休暇制度を策定した。

- ・ 5 隻体制移行に伴う、第 2 期中期計画における要員配置の見直しを検討した。
- ・ 中期計画に基づき平成 17 年度末の常勤職員を 459 人とした。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 試行休暇制度は以下の措置を講じて実施した。
 - 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日)に対応する要員配置の見直しを行っている。
 - 船員法に基づく陸上休暇は、実習生に対する航海訓練及びその評価の実施を考慮し、3 ヶ月を 1 単位として陸上休暇を付与することとし、陸上休暇は原則として 1 年又は 1 年 3 ヶ月の乗船期間毎に与える 2 つのパターンの組合せとした。

(参考 ; 人件費に関して)

- ・ 平成 17 年度人件費総額は 3,746 百万円
上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。
- ・ 計画額 4,050 百万円との差異は、304 百万円である。

第2章 自主改善努力評価のための報告

自主改善努力の実績

航海訓練サービス・質の向上を命題として、現場や職員の創意工夫による自主的で前向きな取組みである自主改善努力の項目を「1．訓練内容の改善」「2．業界・国民のニーズへの対応」「3．業務内容の改善」に分類整理した。

資料38：平成17年度自主改善努力のポイント

1．訓練内容の改善

1 - 1 海事英語訓練の充実・強化

海事英語訓練の工夫

活動状況 世界海事大学(WMU)留学経験を持つ教官が中心となり、一般の英会話学習法に用いられている「Shadowing」を用いて一般英語と海事英語を結びつけ、さらに文化の違いを会話に活かす新たな海事英語訓練方法へのアプローチに取り組むなど、海事英語訓練の充実を図った。

効果 海事英語の訓練だけでなく、グループでの「英語サロン」的なレッスンも取り入れ、海技に関する英語の知識とともに、文化の違いによる影響を認識させ、外航船の船内環境への適応力を養う一助とすることができた。

今後の検討課題

実習生の基礎英語力、良質の英語教材、海事に関する最新情報の確保が必要。

1 - 2 実習技法の工夫

自己の長所・短所や責任感を自覚させる訓練の実施

活動状況 実習生同士の相互評価の導入や実習生1人での船橋航海当直実習を行わせ、実習生の当直状態を評価し、本人の長所・短所を自覚させるなどの工夫を行った。

効果 実習生の考える自己のレベルと評価者が要求するレベルの差を認識させることにより、船舶運航に係る当直者の責任の重さを実感・自覚させることができた。

今後の検討課題

実習生1人当たりの実習時間の確保、及び実習生を評価する教官の確保の問題。

2．業界・国民のニーズへの対応

2 - 1 積極的情報収集と各種要望への対応

外航船社役員への練習船視察会の開催

活動状況 外航船社役員を初めて練習船視察会に招き、航海訓練の現状を公開するとともに、今後の航海訓練のあり方などについて意見交換を行った。

効果 外航船社役員に航海訓練の現状を見てもらうことにより、当所の業務を正しく理解してもらうとともに、意見交換会では、安全と即戦力につながる基礎訓練の充実及び英語が大きなニーズであることが確認できた。

今後の検討課題

ニーズの多様化への対応。

2 - 2 一般社会への貢献

環境保全への取組み

活動状況 海洋環境保全の観点から、すべての紙類のゴミを陸上の適切な処理場への陸揚げを試行することにより、乗組員、実習生の環境保護に対する意識の向上を図った。

効果 乗組員、実習生の環境保護に対する意識が向上し、他のゴミについても分別の徹底が進むとともに、寄港地での岸壁清掃ボランティア活動等につながった。

今後の検討課題

環境保全への取組みについてのさらなる推進。

3 . 業務内容の改善

3 - 1 乗組員のレベル向上のための取組み

船内研修の取組み

活動状況 海技試験官の経験を有する教官が、乗組員の免状取得を支援する船内研修を実施した。

効果 研修の実施機会の制約を受けている乗組員に対して研修を実施し、上級免状取得への意識向上を図ることができた。

今後の検討課題

その他の研修機会の充実。

表彰制度の活用

活動状況 理事長表彰制度の浸透を図り、海事英語訓練に努力した教官や経費節減につながる整備に貢献した乗組員グループを表彰し、組織の活性化を図った。

効果 表彰制度を活用して、職員の「やる気」を引き出す動機付けを行い、組織の活性化を図ることができた。

今後の検討課題

表彰制度以外の取組みについての検討。

3 - 2 コストセーブのための取組み

燃料消費量削減への取組み

活動状況 燃料油高騰の影響を少しでも緩和するため、防汚塗料をプロペラに塗布することや2軸船の片舷機運転を実施するなど、燃料消費量の削減を図った。

効果 各練習船がこれに取組み、約5.5%の燃料消費量削減につなげることができた。

今後の検討課題

さらなるコストセーブに向けた取組みを推進する必要がある。